

4. 委員の出席状況（出席委員）			
	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人		11 渡辺 健一	
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
1 児嶋 和美 3 羽田 雄一 10 中原 修			
12 島田 宗央			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀 主 幹 宮本 則幸			
主 任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和 2 年第 8 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により、4 姉崎委員、5 番 山崎委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和 2 年 7 月 27 日に開催されました、令和 2 年第 7 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>7 月 30 日 (木)、町内におきまして、農業委員会懇親会が開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>8 月 6 日 (木)、7 日 (金)、紋別市におきまして、オホーツク農業委員会連合会役員会及び臨時総会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>8 月 26 日 (水)、コミュニティーセンターにおいて、湧別町農業者年金協議会理事会及び代議員会が開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>本日令和 2 年第 8 回湧別町農業委員会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書 2 ページをご覧ください。議案第 1 号、現況証明願いについて、別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において 3 件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書 3 ページをご覧ください。その 1。証明願出人、所有者ともに芭露、●●●●さんです。土地の所在ですが、芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり面積は 5 0 5 m²で、利用状況は山林であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は久保委員、羽田委員、栗田委員でございます。</p> <p>(別冊資料 1 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の 4 ページをご覧ください。その 2。証明願出人、所有者ともに北見市、●●●●さんです。土地の所在ですが、上湧別屯田市街地●●番●外計 2 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面積は 4 6 2 m²で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は小崎委員、和田委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の 5 ページをご覧ください。その 3。証明願出人、所有者ともに北見市、●●●●さんです。土地の所在ですが、東●●番●他計 2 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面積は 3, 5 7 4 m²で、利用状況は雑種地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は松下委員、北谷委員、三澤委員でございます。</p> <p>(別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、議案第 1 号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第 1 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし</p>

議 長	た。 日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地所有適格法人の要件認定について。別紙の者について、農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしているものと認定するものです。 このあと議案第 4 号でも説明いたしますが、その前に認定をするものです。 議案書の 7 ページをご覧ください。新会社であります「●●●●●」の概要について若干ご説明をいたします。会社設立は、令和 2 年 6 月 1 9 日。所在地は福島●●番地●で、役員には代表取締役として、福島の●●●●●さんが就任しております。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
松下委員	定款の第 2 1 条で、取締役は 5 名とありますが、その 5 名とは誰ですか。
事務局	取締役については、●●●●●さん 1 名であり、定款第 2 4 条第 2 項によって取締役が 1 名の時はその取締役が社長となるよう記載されております。
松下委員	定款の第 2 4 条では取締役は 5 名となっているが 1 名だけで良いのでしょうか。農業委員会としてそれを認めるのでしょうか。
事務局	定款第 2 1 条では、取締役は 5 名以内との記載がありますので定款の要件を満たしていると判断できます。
松下委員	了解いたしました。
議 長	そのほかに、質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の採決を行います。おは

議 長	かりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをご覧下さい。議案第3号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において3件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書12ページをご覧下さい。番号1番、利用権の設定をした者、東、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は東●●番●外計17筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は55,711.61㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年3月28日から令和6年11月30日までの11年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月14日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、東、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は東●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は66,969㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年3月28日から令和6年11月30日までの11年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月14日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、開盛、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は開盛●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は18,211㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する</p>

事務局	<p>法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年1月30日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年7月8日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料10、11ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第3号の議案について質疑を行います。先に11ページ1番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから11ページ1番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし</p>

議 長	<p>た。</p> <p>日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 1 3 ページをご覧下さい。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、別紙の者より権利設定の許可申請の提出があったので、許可の可否について審議するものです。本総会において 1 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 1 4 ページをご覧下さい。</p> <p>貸主が福島、●●●●さん。借主が福島、●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●外計 3 8 筆で合計面積は 2 7 6, 4 2 6 m²です。権利の種類は賃借権、金額は 2 7 6, 0 0 0 円で、申請理由は貸主より土地の賃貸を受け、借主は経営強化を図るものであります。</p> <p>(別冊資料 4、5 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 4 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
佐藤茂委員	<p>本件に係る単価設定は農業委員が決定したものでですか。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条では農業委員は単価設定に関わることはありません。</p>
佐藤茂委員	<p>了解いたしました。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 4 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 4 号は原案のとおり可決さ</p>

議 長	<p>れました。</p> <p>日程第 8、議案第 5 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書 1 5 ページをご覧ください。議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が 5 件、賃借権が 1 件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 1 6 ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号 1 番、所有権の移転をする者は、神戸市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●●で面積は 9, 4 1 3 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 8 月 2 6 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 2 年 1 1 月 3 0 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1, 3 1 7, 0 0 0 円でございます。</p> <p>(別冊資料 6 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番、所有権の移転をする者は、遠軽町、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●●外計 2 筆で合計面積は 2, 4 7 5. 8 9 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 8 月 2 6 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 2 年 1 0 月 3 1 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1 0 0, 0 0 0 円でございます。</p> <p>(別冊資料 7 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 3 番、所有権の移転をする者は、富美、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●●外計 2 筆で合計面積は 6, 6 9 2 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 8 月 2 6 日で、対価の支払い時期</p>

事務局

につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、635,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、東、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計19筆で合計面積は123,889.61㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和2年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,796,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計5筆で合計面積は16,850.17㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和2年8月26日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,527,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●の内外計2筆で合計面積は1,850㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年8月26日から令和11年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は9,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

議長

以上で説明を終わります。

議案第5号の議案について質疑を行います。先に16ページ1番について行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制

議 長	<p>限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、16ページ1番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p>
委員一同	<p>休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第5号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで、令和2年8回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時25分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員